

2024 年日本政府年次報告
「業務災害の場合における給付に関する条約（第 121 号）」
（2017 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日）

1. 質問（a）について

〔第 8 条〕

労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第一の二に基づく疾病の一覧表について、改正されて以下のとおりとなっている。

一 業務上の負傷に起因する疾病

二 物理的因子による次に掲げる疾病

- 1, 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
- 2, 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- 3, レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- 4, マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
- 5, 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害
- 6, 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病
- 7, 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
- 8, 暑熱な場所における業務による熱中症
- 9, 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
- 10, 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
- 11, 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
- 12, 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
- 13, 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

- 1, 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- 2, 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
- 3, さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害
- 4, 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
- 5, 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

四 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1, 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる

業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの

- 2, 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- 3, すず、鉱物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
- 4, 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 5, 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 6, 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
- 7, 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- 8, 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
- 9, 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和三十五年法律第三十号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)第一条各号に掲げる疾病

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

- 1, 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
- 2, 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
- 3, 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
- 4, 屋外における業務による恙虫病
- 5, 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1, ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 2, ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 3, 四—アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 4, 四—ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 5, ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん
- 6, ベリリウムにさらされる業務による肺がん
- 7, ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
- 8, 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
- 9, ベンゼンにさらされる業務による白血病
- 10, 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん
- 11, 三・三´—ジクロロ—四・四´—ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 12, オルト—トルイジンにさらされる業務による膀胱がん

- 13, 一・ニージクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
- 14, ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん
- 15, 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- 16, オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 17, マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 18, コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
- 19, クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 20, ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 21, 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
- 22, すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
- 23, 1から22までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)、重篤な心不全若しくは大動脈解離又はこれらの疾病に付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病

十一 その他業務に起因することの明らかな疾病

〔第16条〕

令和6年4月1日時点での介護料支給額は以下のとおりとなっている。

①常時介護

1ヶ月 81,290円

(介護に要する費用として支出された費用の額が81,290円を超える場合には、177,950円を限度として、実際に支出された費用の額)

②随時介護

1ヶ月 40,600円

(介護に要する費用として支出された費用の額が40,600円を超える場合には、88,980円を限度として、実際に支出された費用の額)

〔第19条〕

A 平均賃金の算定方式は従来の報告のとおりであるが、2023年8月1日現在、一時的又は初期的な労働不能に係る給付については、同算定方式により算定した額が4,020円未満の場合には、4,020円を「平均賃金」に代えて用いる。永久的なものとなるおそれのある所

得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る給付及び扶養者の死亡（遺族3人の場合）については同算定方式により算定した額が後述する年齢階層別の最低賃金額に満たない場合、当該最低限度額を「平均賃金」に代えて用い、同様に最高限度額を超える場合、当該最高限度額を「平均賃金」に代えて用いる。

また、第19条3に関しては、年金給付基礎日額に年齢階層別の最高限度額・最低限度額が導入されており、2023年8月1日現在の最高限度額・最低限度額は以下のとおりである。

年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
最低限度額	5,213円	5,816円	6,319円	6,648円	7,011円	7,199円
最高限度額	13,314円	13,314円	14,701円	17,451円	20,453円	21,762円
年齢	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
最低限度額	7,362円	7,221円	6,909円	5,804円	4,020円	4,020円
最高限度額	22,668円	24,679円	25,144円	21,111円	15,922円	13,314円

B 第19条3のただし書きの規定は援用していないので、第19条6から9までの規定も援用する必要はない。

C 最高限度額を算出する際に用いる男子熟練労働者の賃金に関して、「賃金構造基本調査」（2022年度）の所定内給与男女計・年齢計の第3・四分位数は399,400円であり、これを30で除すという日額換算（円未満端数切上げ）を行うと13,264円である。

2. 質問（b）について

（1）2019年条約勧告適用専門家委員会のダイレクトリクエストについて

（i）労働に係る事故及び職業病の予防

2023年4月から2028年3月までの5年間を計画期間とする「第14次労働災害防止計画」を策定しており、その中で、以下の8つの重点事項を定めて取り組んでいる。

- ①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ②労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦労働者の健康確保対策の推進
- ⑧化学物質等による健康障害対策の推進

3. 質問（c）について

○ 2022年度における労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)の適用を受ける労働者の総計は、65,017,030人であった。

○労働災害を被った者に対して治療を行うための専門病院である労災病院は令和6年2月現在全国に29か所設置されている。

また、我が国においては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、①事業主に対し障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者・精神障害者の雇用を義務付ける雇用義務制度、②障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る納付金制度、③障害者の職業生活における自立を図る職業リハビリテーションを、医療・保健福祉・教育等の関係機関との連携のもとに、以下の機関で実施している。(2024年1月1日現在)

- ①公共職業安定所(全国544カ所)
- ②障害者職業センター
 - ・障害者職業総合センター(全国1カ所)
 - ・広域障害者職業センター(全国2カ所)
 - ・地域障害者職業センター(全国47カ所、5支所)
- ③障害者就業・生活支援センター(全国337カ所)

4. 質問(d)について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

- (使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会
- (労働者団体) 日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

5. 質問(e)について

関係する労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。